

内閣府、総務省、財務省、  
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号  
経済産業省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年  
総理府、大蔵省、文部省、  
厚生省、農林水産省、通商産業省、  
運輸省、郵政省、労働省、  
建設省）  
令第一号）第三条第四項

の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定  
める業種を定める件（平成二十六年三月文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の一部を次の  
内閣府、総務省、財務省、  
経済産業省、国土交通省、環境省

ように改正する。

令和元年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略] [略] [略] その他の革 なめし革 製品製造 業	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		2814	集積回路製造業	
		2831	半導体メモリメ イク製造業	
		2832	光ディスク・磁気 ディスク・磁気テ ープ製造業	
		2842	電子回路実装基 板製造業	
		3011	有線通信機械器 具製造業	
		3012	携帯電話機・P HS製造業	
3013	無線通信機械器 具製造業			

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略] [略] [略] その他の革 なめし革 製品製造 業	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		[新設]	[新設]	
		[新設]	[新設]	
		[新設]	[新設]	
		[新設]	[新設]	
		[新設]	[新設]	
		[新設]	[新設]	



	情報処理 ・提供サ ニビス業	3921	情報処理サービス業	
	インター ネット附 随サービ ス業	4011 4012	ポータルサイト・サ ーバ運営業 アプリケーション・ サービス・コンテ ンツ・プロバイダ	ただし 、電気通 信事業法 第九条の 登録を受 けるべき 電気通信 事業に限 る 【削除】
備考	【略】	4013	インターネット利用 サポーター業	【削除】 【略】

備考  
別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
【略】 製造業	【略】 【略】 電子デザ インス製 造業	【略】 【略】 【略】 【削除】	【略】 【略】 【略】 【削除】	【略】
	【略】 【削除】	【略】 【削除】	【略】 【削除】	

	【新設】	【新設】	【新設】	
	インター ネット附 随サービ ス業	4011 4012	ポータルサイト・サ ーバ運営業 アプリケーション・ サービス・コンテ ンツ・プロバイダ	ただし 、電気通 信事業法 第九条の 登録を受 けるべき 電気通信 事業 【略】
備考	【略】	4013	インターネット利用 サポーター業	【略】

備考  
別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
【略】 製造業	【略】 【略】 電子デザ インス製 造業	【略】 【略】 【略】 2814	【略】 【略】 【略】 集積回路製造業	【略】
	【略】 記録メデ ィア製造	【略】 2831	【略】 半導体メモ ィア製造業	





<p>ス業 [略] [略] [略]</p>	<p>「削除 [略] [略] [略]」</p>	<p>サービス・コンテンツ ツ・プロバイダ [略] [略] [略]</p>	<p>第九条の 登録を受 けるべき 電気通信 事業を除 く [削除] [略]</p>	<p>備考 [略]</p>
<p>ス業 [略] [略] [略]</p>	<p>4013 [略] [略] [略]</p>	<p>サービス・コンテン ツ・プロバイダ インターネット利用 サブ産業 [略] [略] [略]</p>	<p>第九条の 登録を受 けるべき 電気通信 事業を除 く [略]</p>	<p>備考 [略]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (適用期日)

1 この告示は、令和元年八月一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第二及び別表第三の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う対内直接投資等（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行う対内直接投資等については、なお従前の例による。